

松山市市民課及び各市民サービスセンターにおける  
キャッシュレス決済に係る指定代理納付業務（一般競争入札）  
入札説明書

令和2年12月17日付松山市公告第204号に基づく一般競争入札については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| （1）件名               | 松山市市民課及び各市民サービスセンターにおけるキャッシュレス決済に係る指定代理納付業務 |
| （2）仕様等              | 仕様書のとおり                                     |
| （3）契約期間             | 契約締結日から令和8年2月28日                            |
| （4）入札保証金及び<br>契約保証金 | 免除  |

2. スケジュール

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| （1）公告                | 令和2年12月17日（木）          |
| （2）質問受付              | 令和2年12月22日（火）午前12時まで   |
| （3）質問最終回答            | 令和2年12月23日（水）          |
| （4）入札参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和2年12月24日（木）午前12時（必着） |
| （5）開札                | 令和2年12月28日（月）午後1時      |
| （6）契約締結              | 令和3年1月上旬               |

3. 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| （1）1つの事業者が単独で参加する場合の要件 | ・法人格を有している者であること。<br>・日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。 |
|------------------------|--|

- (2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
- ・コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本一般競争入札への申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
  - ・代表事業者は、法人格を有している者であること。
  - ・構成事業者のうち1者以上は、日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。
  - ・単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ・コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ・構成事業者はコンソーシアム協定書を締結すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 松山市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

#### 4. 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類 下記表の書類を提出すること。
- (2) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合は午前9時から午後5時

※土日に持参の場合は、市役所本館地下1階 夜間休日窓口にて受付

郵送の場合は一般書留又は簡易書留とする。

- (3) 提出場所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
「松山市役所 市民課 キャッシュレス決済導入担当」
- (4) 提出期限 令和2年12月24日(木) 午前12時(必着)
- (5) 確認結果の通知 申請者には、令和2年12月24日(木)までに確認結果を通知する。なお、入力参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式第1号)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時点で松山市競争入札参加資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 ※コンソーシアムの場合は、代表事業者の住所・商号又は名称・代表者名を記載すること。
2	印鑑登録証明書 (原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 (発行後3ヶ月を超えないもの) ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに一部
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月を超えないもの) ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに一部
4	完納証明書(原本) または 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。(発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合 松山市が発行する完納証明書 イ. 松山市で課税がない場合 本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村住民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 <u>※新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策における税制上の特例措置を受けている場合は、市町村等が発行した「徴収猶予許可通知書」の写しを添付してください。</u> ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに一部
5	消費税及び地方消費税、法人税の納税証明書(原本)	現在の所在地(納税地)を所管する税務署が発行する納税証明書(未納がないことの証明:その3の3)(発行後3ヶ月を超えないもの) <u>※新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策における税制上の特例措置を</u>

		<u>受けている事業者については、税務署が発行した「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の写しを添付してください。</u> ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに一部
6	実績調書 (様式第2号)	日本国内で同種・類似する業務の実績について、団体名・契約時期・業務概要を記載すること。
7	コンソーシアム 構成表(様式第3号)	コンソーシアムの場合のみ提出
8	コンソーシアム協定 書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出

#### 5. 仕様書等に関する質問受付期間・方法等

- (1) 受付期間 令和2年12月22日(火) 午前12時まで
- (2) 質問方法 電子メールのみとする。  
※事務局メールアドレス
- (3) 回答について 令和2年12月23日(水)までに、電子メールにて回答する。なお、質問内容は本件の入札に必要と判断されるもの限り受け付ける。

#### 6. 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時 令和2年12月28日(月) 午後1時
- (2) 開札の場所 松山市三番町四丁目11番地6  
KH三番町プレイス 3階 第2会議室

#### 7. 入札方法等

##### (1) 入札方法

郵便入札とする。持参による入札書は受け付けないので注意すること。

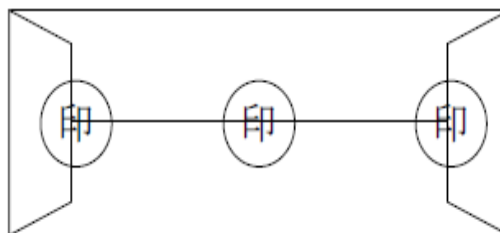
郵便方法は一般書留又は簡易書留のいずれかによる。

入札書は封入し糊付けした上で、下図のとおり、内封筒表面には本件件名及び商号又は名称を記入し、内封筒裏面には割印を押印すること。また、内封筒を外封筒に入れて郵送すること。なお、外封筒には、件名、開札日及び商号又は名称を記入するとともに「入札書在中」と朱書きすること。

<内封筒表面>

<p>松山市市民課及び各市民サービスセンターにおける キャッシュレス決済に係る指定代理納付業務一般競争入札</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 ○○○○</p>
---

<内封筒裏面>



(2) 郵送先

〒790-8799

松山中央郵便局留

「松山市役所 市民課 キャッシュレス決済導入担当 行」

(3) 提出期限

令和2年12月28日(月) 午前11時必着

(4) 入札書の記載内容

記入例を参考にして必要事項を記載し、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印すること。手数料率の単位は%とし、少数点第2位までの値とする。

(5) 開札

開札は、入札者又はその代理人を1業者1名まで立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 再度入札

落札者が決定しないときは、日時を改めて再度入札を行う。

この場合において、松山市は、入札参加者に対し再度入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。なお、再度入札は1回のみ行う。

(7) 落札者の決定

- ① 予定手数料率の制限の範囲内で、最低手数料率をもって入札したものを落札者とする。
- ② 落札となるべき手数料率の入札参加者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(8) 入札における留意点

- ① 入札書への記名押印は代表者によるものとする。
- ② 入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札の日時まで、辞退書を事務局に提出すること。提出方法は、持参又は郵送とする。(但し、郵送については開札日の前日までに到達するものに限る。)
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- ④ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合は、本市は責任を負わない。

## 8. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 入札説明書の内容に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして事務局が認めた場合

(4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 9. 契約書の作成

一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わす。

## 10. 留意事項

(1) 当該入札説明書に係る添付書類は次のとおりとする。

- ① キャッシュレス決済に係る指定代理納付業務一般競争入札参加者心得
- ② 仕様書
- ③ 参加表明書（様式第1号）
- ④ 実績調書（様式第2号）
- ⑤ コンソーシアム構成表（様式第3号）
- ⑥ 仕様書等に関する質問書（様式第4号）
- ⑦ 入札書（様式第5号）
- ⑧ 委任状（様式第6号）
- ⑨ 辞退書（様式第7号）
- ⑩ 入札書記入例

(2) 関係法令に定めるもの及び入札説明書に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

## 11. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市市民部市民課 担当：山内、井上

TEL：089-948-6342 FAX：089-934-1801

メールアドレス：Siminka.keiyaku@city.matsuyama.ehime.jp